

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条第2項の規定に基づく主務大臣等による防除に関する事項に係る告示の一部改正の概要

1. 改正の趣旨

(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、政令で定める特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制を行うとともに、国による防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止すること等を目的としている。

防除については、法第11条第1項において、主務大臣等が特定外来生物の防除を行う旨を規定しており、同条第2項において、関係都道府県の意見を聴いて、当該防除に係る対象、区域、期間や、捕獲その他の防除内容等を定め、これを公示するものとされている。

(2) 今般、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第215号）により、政令で定める特定外来生物について、

新たにカルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソニス。以下単に「フィンレイソニス」という。）が追加されたこと

ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマンゲース。以下単に「ジャワマンゲース」という。）の分類学上の変更により、これまで我が国に導入されジャワマンゲースとされていたものについては、ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フィリマンゲース。以下単に「フィリマンゲース」という。）であることが明らかになったことを踏まえ、フィリマンゲースが追加されたことに伴い、これらの特定外来生物に係る防除に関する事項を新たに整理する必要があることから、関係告示において所要の改正を行う。

(3) さらに、現在のところ定着は確認されていないが、飼養等許可の実績がある特定外来生物（ムンゴス・ムンゴ（シママンゲース）、アノリス・アングスティケプス、ボイガ・キュアネア（ミドリオオガシラ）、ボイガ・デンドロフィラ（マングローブヘビ）、プフォ・プンクタトゥス（アカ

ボシヒキガエル)及びブフォ・テュフォニウス(コノハヒキガエル))については、野外へ逸出した場合に、緊急に防除を行うことにより迅速に対応する必要があることから、予防的な措置として防除の告示を行う必要がある。

2. 改正の内容

(1) フクロギツネ等の防除に関する件(平成18年環境省告示第31号)

防除の対象となる種にフィンレイソリスを追加する。

(2) ヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマンゲース)の防除に関する件(平成17年農林水産省・環境省告示第10号)

防除の対象となる種をジャワマンゲースからフィリマンゲースに改正する。併せて、環境省において防除計画を見直すことから、防除を行う期間を「平成27年3月31日まで」を「平成35年3月31日まで」に延長する。

(3) カニクイアライグマの防除に関する件(平成18年農林水産省・環境省告示第3号)、ブラウンアノール等の防除に関する件(平成18年環境省告示第34号)及びキューバズツキガエル等の防除に関する件(平成18年環境省告示第36号)

野外での定着は確認されていないが飼養等の許可実績がある種類等を追加する。

- ・「カニクイアライグマの防除に関する件」にジャワマンゲース及びムンゴス・ムンゴ(シママンゲース)を追加する。
- ・「ブラウンアノール等の防除に関する件」にアノリス・アングスティケプス、ボイガ・キュアネア(ミドリオオガシラ)及びボイガ・デンドロフィラ(マングローブヘビ)を追加する。
- ・「キューバズツキガエル等の防除に関する件」にブフォ・プンクタトゥス(アカボシヒキガエル)及びブフォ・テュフォニウス(コノハヒキガエル)を追加する。